

令和3年度 砂利採取業務主任者試験受験案内

令和3年8月4日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和3年度砂利採取業務主任者試験を下記のとおり実施します。

記

1 試験の日時

令和3年11月12日（金）

- (1) 受付 午前9時30分から9時50分まで
- (2) 試験 午前10時から正午まで

2 試験会場

富山県民会館 611号室（富山市新総曲輪4番18号）

3 受験資格

年齢、性別及び学歴を問いません。

4 試験の方法及び試験の内容

試験の方法	試験の内容
筆記による	(1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

5 受験申込方法及び受付時間

申込方法	受験願書に写真を添えて、次の申込先あて持参又は郵送をしてください。
	※ 受験願書には、受験手数料として所定の額の富山県収入証紙の貼付けが必要です。 ※ 写真は、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で手札形（縦10cm、横8cm程度）とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。
申込先	富山県土木部河川課業務係（電話 076-444-3324） 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
受付期間	<u>令和3年10月1日（金）から10月22日（金）まで</u> ※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 なお、郵送による申込みの場合は、令和3年10月22日（金）までの消印のあるものに限ります。
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

6 受験手数料

富山県収入証紙 8, 100円分

※ 受験願書に貼付してください。（証紙は消印せず、重ねて貼らないこと。）

7 合格発表

令和3年11月30日（火）以降に合格者の受験番号を富山県土木部河川課ホームページに掲載するほか、郵送にて通知します。なお、合格者には合否の通知にあわせて合格証が送付されます。

8 受験に当たっての注意事項

- (1) 試験当日は、必ず**受付票**（受験者に事前に郵送します。）、**筆記用具（鉛筆・消しゴム）**を持参してください。
- (2) 受付は、所定の時間に済ませてください。
※受付時間経過後は、試験会場に入場できないことがあります。
- (3) **受験票は、試験当日に、受付票と引換えに交付します。**

9 試験結果の開示

この試験の結果については、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）第25条第1項の規定により、次のとおり口頭で開示を請求できます。

なお、**電話、はがき等による請求はできません**ので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等写真付きの証明書）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に富山県土木部河川課に直接おいでください。（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受け付けません。）

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 開示の請求ができる者 | 受験者本人 |
| (2) 開示内容 | 法令問題及び技術問題の得点並びに総合得点 |
| (3) 開示期間 | 合格発表の日から1月間 |
| (4) 開示場所 | 富山県土木部河川課 |

10 試験に関する問い合わせ先

詳細については、富山県土木部河川課業務係（電話 076-444-3324）にお問い合わせください。